

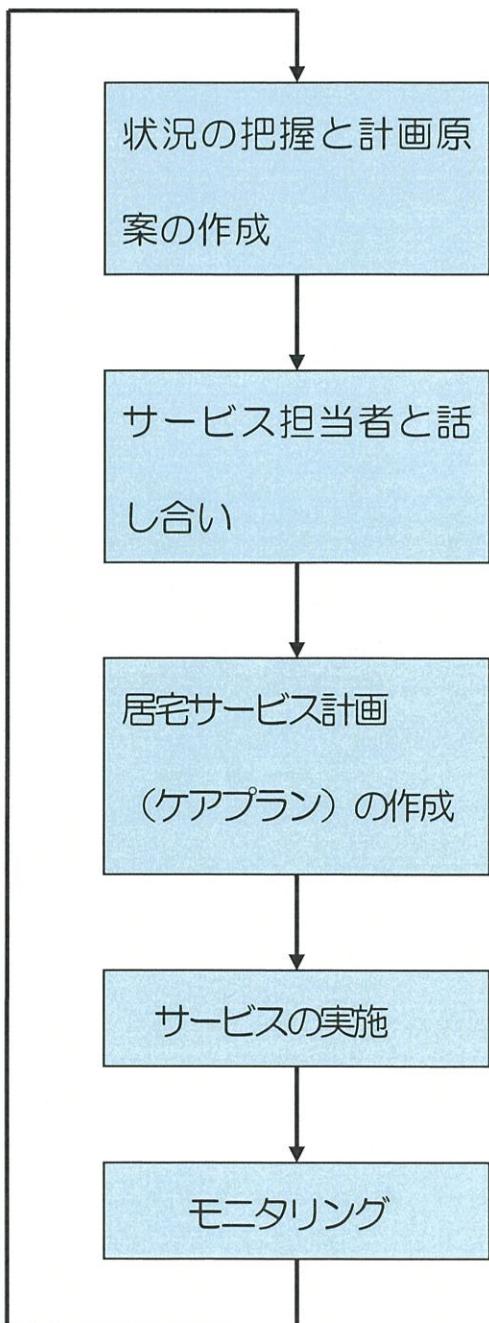
居宅介護支援サービスのご利用にあたって

- * 介護保険のサービスをご利用いただくには居宅サービス計画（ケアプラン）が必要となります。
- * 介護保険で要介護認定を受けられたご本人およびご家族の要望を尊重し、ご利用者に適切なサービスが提供できるようにまた、介護がスムーズに行なえるようにサービス実施機関との連絡調整を行ないます。
- * 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成は無料です。ご相談いただければ、職員がご自宅へ訪問いたします。
- * やむを得ず、ご自宅で生活することが困難な場合はご本人に適した施設へのご紹介や必要な助言を行ないます。
- * 個人情報の取り扱いに関しては、個人情報に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために取り扱い規定を定めて実施します。

＊＊＊事業所のご説明＊＊＊

職員体制	管理者 兼 介護支援専門員（専従） 1名 介護支援専門員（常勤） 1名
通常の営業実施地域	浜田市（旧浜田市）
営業日	月曜日から金曜日 (12月31日から1月2日までを除く) ※ご家庭のご事情やお急ぎの場合はこの限りではありません。
営業時間	8時30分～17時30分

サービスの流れ



ご利用者やご家族の状態やご自宅の状況を把握し、困っていることやご意向をお聞きしサービス計画の原案を一緒に考えます。

利用者やご家族、介護支援専門員、サービス担当者などにより計画原案の検討をします。

ご本人およびご家族にサービスの内容や生活目標などをご確認いただきます。

居宅サービス計画に沿ってサービスが提供されます。

最低でも月に1回はご自宅を訪問し、生活状況、サービス利用の満足度などご様子をお聞きます。

状況が変わった時、サービスの追加や変更などをご希望されるときにはケアマネジャーにご連絡ください。
ケアプランは必要に応じて変更いたします。